

## 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の採択基準（事業計画）

事業計画の承認は、次の要件をすべて満たす場合に行うものとする。

- 1 産地協議会が設立されていること。
- 2 栽培施設内の環境制御に関する具体的な取組内容及び達成すべき成果目標が定められており、その達成のためのプログラムが定められていること。
- 3 事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域であること。
- 4 対策事業の実施について、受益農業者及び関係者の合意にもとづくものであること。
- 5 施設整備計画については、次の項目をすべて満たしていること。
  - (1) 個々の施設の受益農家戸数は、原則として、3戸以上であること。
  - (2) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないと認められること。
  - (3) 国の費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。ただし、耐候性園芸施設補強・改修事業については、費用対効果分析の対象とするが、経営基盤保全効果等を計上する等により投資効果が適当となるか検証すること。
  - (4) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
  - (5) その他、必要な要件を満たしているものと認められること。